

「被災地応援ツアー」事業における
令和2年12月18日から令和3年1月11日までに出発する旅行の
取扱いについて

「被災地応援ツアー」事業について、感染拡大を防止するため、高齢者等（注）を対象として、令和2年12月1日（火）18時から、令和2年12月17日（木）24時までに出発する旅行の自粛の呼びかけを行うとともに、新規の予約も控えるようお願いしています。

今般、東京都を対象地域とする「Go To トラベル」事業の取扱内容の変更等に伴い、下記のとおり取り扱いますので、お知らせします。

なお、詳細については、公式ホームページで改めてお知らせします。

（注）高齢者等（65歳以上（※1）の高齢者の方及び基礎疾患（※2）を持っている方）

（※1）旅行の出発日時点

（※2）糖尿病、心血管疾患、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧、著しい肥満（BMI \geq 30）等

記

1 利用の「自粛」対象となる旅行

（1）対象者

全ての旅行者

（2）対象となる旅行

- ・令和2年12月14日（月）24時までに予約されていた旅行で、令和2年12月18日（金）から、令和2年12月27日（日）までに出発する旅行
- ・上記期間の旅行に関して、新規の予約（令和2年12月15日（火）0時以降の予約）も控えるようお願いします。

2 利用の「一時停止」対象となる旅行

（1）対象者

全ての旅行者

（2）対象となる旅行

- ・令和2年12月14日（月）24時までに予約されていた旅行で、令和2年12月28日（月）から、令和3年1月11日（月）までの間に出発する旅行
 - （宿泊旅行）上記期間の宿泊を行程に含む旅行
但し、12月28日（月）チェックアウトの場合を除く
 - （日帰り旅行）上記期間に実施される旅行
- ・上記期間の旅行に関して、新規の予約（令和2年12月15日（火）0時以降の予約）も一時停止します。

3 キャンセル料の取扱い

(1) 「自粛」に該当する場合

- ・令和2年12月14日(月)20時から令和2年12月24日(木)24時までに、上記の旅行をキャンセルした場合、キャンセル料の負担はありません。
- ・なお、旅行した場合でも、補助（割引）の対象となります。

(2) 「一時停止」に該当する場合

- ・令和2年12月14日(月)20時から令和2年12月24日(木)24時までに、上記の旅行をキャンセルした場合、キャンセル料の負担はありません。
- ・なお、旅行した場合、補助（割引）の対象外となります。

4 登録旅行業者等への対応

(1) 「自粛」に該当する場合

- ・本事業の登録旅行業者等に対して、キャンセル料見合いとして旅行代金の35%に相当する額（宿泊は1人1泊あたり14,000円、日帰りは1人1回あたり7,000円を上限）を東京観光財団が負担します。
- ・「Go To トラベル」事業を併用する旅行のキャンセル料見合いの額については国が負担します。

(2) 「一時停止」に該当する場合

- ・本事業の登録旅行業者等に対して、キャンセル料見合いとして旅行代金の50%に相当する額（宿泊は1人1泊あたり20,000円、日帰りは1人1回あたり10,000円を上限）を東京観光財団が負担します。
- ・「Go To トラベル」事業を併用する旅行のキャンセル料見合いの額については国が負担します。

(参考) GoTo トラベル事業者向け公式サイト

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

5 公式ホームページ

被災地応援ツアーについて <https://www.tcvb.or.jp/jp/fukushima/>

【問合せ先】

(事業全般) 産業労働局観光部受入環境課 電話 03-5320-4627

(手続等) (公財)東京観光財団地域振興部事業課 電話 03-5579-2682